

仕 様 書

標 題	健康教育にかかる地域情報発信事業用クリアファイル 買入
-----	-----------------------------

記

物品名称		規格・寸法・参考機種	数量 (単位)
1	クリアファイル	別紙 1 のとおり	1000 枚
納入期限	令和 7 年 1 0 月 3 1 日 (金) まで		
納入場所	大阪市淀川区十三東 2 - 3 - 3 大阪市淀川区役所 (2 階 保健福祉課健康相談担当)		
特記事項	・ 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質し、その内容を熟知の上応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 ・ 別紙「特記事項」「グリーン配送に係る特記仕様書」の規定を遵守すること。 ・ 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総務課（連絡先：06-6308-9625）に報告しなければならない。		
担 当	大阪市淀川区十三東 2 - 3 - 3 大阪市淀川区役所保健福祉課健康相談担当 担当者：長谷川		

健康教育にかかる情報発信事業用クリアファイル 仕様書

1. 規格等(同等品可)

- (1) 材質 PP(ポリプロピレン)
- (2) サイズ A4 縦 310 mm～312 mm×横 220 mm～225 mm
- (3) 厚さ 0.2mm～0.4 mm
- (4) 仕上げ 両面フルカラー印刷
- (5) その他 100 枚ずつ袋詰めし、段ボール箱に個装した状態で納品すること。
なお、箱の側面に品名と数量を表示すること。

2. 内容

- (1) デザインの作成
別紙2を参考としてデザインを作成すること。
(1)で決定したデザインのクリアファイルを作成すること。
- (2) データの提供
(1)で決定したデザインデータを文字原稿、写真データ及びイラストデータを電子媒体で提供

3. 校正

デザイン校正(色校正含む)

1回以上、了承が得られるまで行うこと。校正にあたっては製品版と同等の試作品を提出すること。

4. 著作権等の取扱い

- (1) 成果品の著作権その他一切の権利は、大阪市淀川区役所に帰属する。
- (2) 受託者は、成果品に係る著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

5. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、発注者と綿密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 災害・不意のトラブル等により発行が遅れることがないよう、バックアップシステムが整っていること。
- (3) トラブル発生時には速やかに連絡すること
- (4) 本仕様書に明示なき事項、または業務に疑義が生じた場合は、発注者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

「ママ、ずっと元気でいてね」

—その願いを、検診というカタチに。—

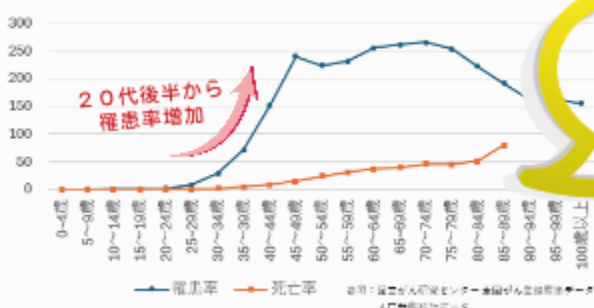


日本人女性の9人に1人が乳がんになると言われています

40歳までは、健診じゃなく

”毎日の気づき”を習慣にしましょう

乳がん罹患率・死亡率(2021年)(10万対)



大阪市24区
乳がん調整死亡率
1位 大正区
2位 浪速区
3位 淀川区

40歳過ぎたらがん検診も！

詳しくは大阪市がん検診でcheck！

大阪市がん検診



見本

ブレストアウェアネス

日々のチェックで、安心を積み重ねよう

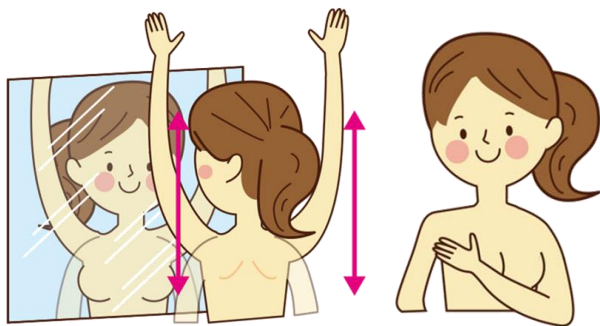
ーブレストアウェアネスって？ー

乳房を日常的に意識し、
見た目・感触の**“いつも”**を知っておくこと

自己触診と違い、
異常やしこりを見
つけようとしなくても
よいです

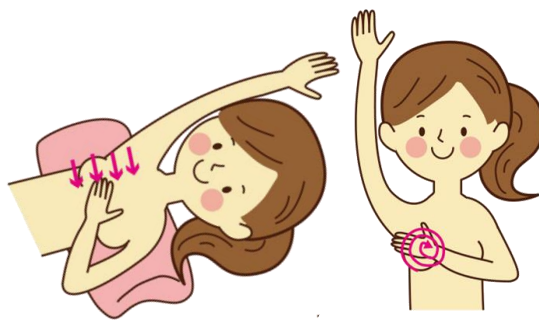
①自分の乳房を知る

入浴や着替えの時に
見て・触れて**“いつも”**をつかむ



②変化に気をつける

しこり・ひきつれ・皮膚のくぼみ
乳頭分泌・乳頭や乳腺のびらん



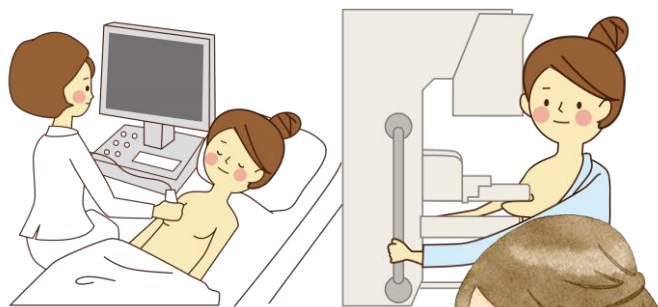
③変化に気づいたらすぐ受診

自己判断せずにすぐに医療機関に



④40歳から2年に1回検診を

マンモグラフィ・超音波検査を
受けて、“安心”しよう



なぜ大切？

- ・ 自分での気づきによる発見が多い
- ・ 早期発見で治療できる確率がアップ



お気軽にお問い合わせください。

淀川区役所 保健福祉課(健康相談)

☎ 06-6308-9968

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。
- 5

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- ・ 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- ・ 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- ・ 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- ・ インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- ・ 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- ・ 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- ・ 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- ・ 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- ・ 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- ・ 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること